

特定放射性廃棄物の地層処分技術に関する協力協定

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関して、地質環境条件の調査研究、処分技術の研究開発、性能評価研究及びこれらの基盤となる地層科学研究を実施し、わが国における地層処分技術に関する技術情報及び経験を蓄積してきた。平成11年11月には、これらの研究開発成果を総合的に評価し、「わが国の高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性—地層処分研究開発第2次取りまとめ—」（以下「第2次取りまとめ」という。）を取りまとめ、国により、第2次取りまとめには、我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性が示されているとともに、処分予定地の選定と安全基準の策定に資する技術的拠り所となることが示されていると評価された。

その後、第2次取りまとめを踏まえ、処分事業や安全規制等の整備が円滑に進められるよう、深地層の研究施設、地層処分放射化学研究施設等を活用し、地層処分技術の信頼性の確認や安全評価手法の確立に向けて研究開発を推進している。

また、原子力機構は、電気事業連合会との協力の下、「TRU 廃棄物処分技術検討書—第2次 TRU 廃棄物処分研究開発取りまとめ—」を取りまとめ、国の「TRU 廃棄物の地層処分基盤研究開発に関する全体計画」に基づき、基盤的な技術開発等を行っている。

原子力発電環境整備機構（以下「原環機構」という。）は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（平成12年6月法律第117号、以下「法」という。）で定められた特定放射性廃棄物（高レベル放射性廃棄物）の最終処分の事業主体として、第2次取りまとめ報告書で示された科学的・技術的な知見を基礎とし、最終処分事業の安全な実施、経済性及び効率性の向上等を目的とする技術開発を実施しつつ、概要調査地区等の選定、拠出金の徴収等を行っている。

平成19年6月に法が改正（平成20年4月施行）され、第二種特定放射性廃棄物（TRU 廃棄物の一部）が最終処分事業の対象となることが定められた。これを受けて、原環機構は従来から処分事業の対象としてきた第一種特定放射性廃棄物（高レベル放射性廃棄物）に加え、第二種特定放射性廃棄物も処分事業の対象とすることとした。

（以下、これら法で定められた放射性廃棄物を総称して「特定放射性廃棄物」という。）法と「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月法律第166号）に基づき、原環機構は、前項の業務を引き続き実施しつつ、最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理、特定放射性廃棄物の最終処分の実施、最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の管理等を実施する計画である。

原子力機構及び原環機構は、上記双方の目的を実現させるため、国民の理解と協力

を得ることが極めて重要であるとの認識のもとに、双方の技術開発の成果を積極的に公開し、情報交換の透明性を確保した上で、情報交換、技術者の交流等により、技術協力を進めるものとする。

以上のことから、原子力機構と原環機構は、特定放射性廃棄物の処分に係る技術全体を包含する技術協力を推進するため、「特定放射性廃棄物の地層処分技術に関する協力協定」（平成13年6月締結）を改定する。

（目的）

第1条 本協定は、前文の趣旨にのっとり、特定放射性廃棄物の地層処分技術に関して、原子力機構及び原環機構が、双方の目的を達成するために行う技術協力のあり方とその条件を定めるとともに、本協定に基づく技術情報の取扱い等を規定する。

（定義）

第2条 本協定で使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）「保有する技術情報」とは、所有若しくは使用を認められている科学的、技術的データ、及び研究開発の結果又は方法等に関する情報をいい、それらに関する産業財産権及び著作権を含む。
- （2）「提供技術情報」とは、本協定に基づいて提供され、使用許諾された技術情報をいう。
- （3）「成果技術情報」とは、本協定に基づいて、提供技術情報を用いて新たに発生した当該部分に関する技術情報（提供技術情報を用いて委託先等において新たに発生した技術情報を含む。）をいう。また、成果技術情報を使用して新たに発生した当該部分に関する技術情報も成果技術情報に含む。
- （4）「特定放射性廃棄物」とは、平成19年6月に改正された法で定められたものをいう。

（運営会議の設置）

第3条 原子力機構及び原環機構は、本協定に定めた技術協力を円滑かつ効果的に進めるため、運営会議を設けるものとする。

2 運営会議の詳細については、両者協議の上別途定めるものとする。

（技術協力の内容）

第4条 原子力機構及び原環機構は、本協定に規定された条件に基づいて以下の技術協力を行う。

- (1) 双方が保有する技術情報の提供
- (2) 技術者の交流
- (3) その他双方が必要と認める事項

(技術情報の提供)

第5条 原子力機構又は原環機構は、相手先が保有する技術情報の提供を希望する場合には、あらかじめ希望する技術情報の使用目的、範囲等を記載した文書により相手先に申し込むものとする。

- 2 原子力機構又は原環機構は、当該技術情報が既に公開されている場合には、前項の申込み受領後、速やかに提供するものとする。
- 3 原子力機構又は原環機構は、当該技術情報が未だ公開されていない場合には、提供時まで公開できるものに限定して、提供するものとする。
- 4 原子力機構又は原環機構は、本協定の目的の範囲内において、提供先に対して「提供技術情報」を使用することを許諾する。

(技術者の受入れ)

第6条 原子力機構又は原環機構は、各々相手先からの技術者の受入れを希望する場合には、あらかじめ文書で相手先に申し込むものとし、実施の条件等については両者協議し別途定める。

(提供技術情報の帰属)

第7条 使用許諾された提供技術情報は、許諾後も提供元である原子力機構又は原環機構に帰属する。

- 2 成果技術情報は、原子力機構及び原環機構が共有するものとする。

(産業財産権)

第8条 原子力機構及び原環機構は、提供技術情報を使用して産業財産権の対象となり得る発明、考案又は意匠をなした場合は、遅滞なく相手先に通知するものとし、その出願は両者の合意に基づいて行うものとする。

(提供技術情報の管理)

第9条 原子力機構及び原環機構は、提供技術情報の管理に関する各々の内部規程等に基づき、適切な管理を行うものとする。

- 2 原子力機構及び原環機構は、提供技術情報の管理の状況を、定期的に文書により相手に報告する。

(提供技術情報の第三者提供)

第10条 原子力機構及び原環機構は、提供技術情報を委託先等に使用させることを希望する場合には、あらかじめ相手先に文書により合意を得るものとする。

(経費)

第11条 原子力機構又は原環機構は、本協定に基づく技術協力の実施に要する適正な経費を負担するものとし、その詳細については両者協議の上別途定めるものとする。

(有効期限)

第12条 本協定の有効期限は、平成26年3月31日とする。ただし、期限満了30日前までに原子力機構又は原環機構のいずれからも相手先に対して、終了等の意思表示のない場合には、この有効期限は自動的に1年間延長するものとし、以後もこの例にならうものとする。

(終了後の措置)

第13条 本協定が期間満了により終了した場合は、その後の提供技術情報及び成果技術情報の取扱いその他については両者で別途協議するものとし、その協議が合意に達するまでは、本協定の第7条から第11条までに定める規定は引き続き有効とする。

(改定)

第14条 原子力機構又は原環機構のいずれか一方が本協定の改定を提案したときは、原子力機構及び原環機構が協議の上、本協定を改定することができるものとする。

(疑義等の解決)

第15条 本協定の定めに疑義等が生じた場合は、原子力機構及び原環機構は、相互に誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、原子力機構及び原環機構は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年10月7日

茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 岡崎 俊雄

東京都港区芝4丁目1番23号
原子力発電環境整備機構
理事長 山路 亨